

「特定操縦技能審査口述ガイダンス」の一部改正（案）に対する
意見公募の結果について

令和5年9月
国土交通省航空局安全部
安全政策課

国土交通省では、令和5年6月30日から令和5年7月31日までの期間において、「特定操縦技能審査口述ガイダンス」の一部改正（案）に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、3件の御意見をいただきました。

いただいた御意見とそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

	提出された御意見	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	<p>飛行機編および回転翼航空機編の 1-1</p> <p>1. 自己申告確認書の提出等について</p> <p><既に大半の身体検査では証明申請システムが用いられているので下記の如く修文するのが適当></p> <p>-----</p> <p>1-1</p> <p>1. 航空身体検査時の注意</p> <p>既往歴、手術歴、医薬品の使用歴、自覚症状等について、申請者自ら点検・確認を行い、航空身体検査証明申請システムに入力する。</p> <p>航空身体検査証明申請システムを用いず紙様式を使用する場合には「自己申告確認書」を提出する。</p>	<p>ご意見を踏まえまして、該当箇所を以下のとおり修正致します。</p> <p>「答：航空身体検査証明自己申告確認書のチェックリストにより、既往歴、手術歴、医薬品の使用歴、自覚症状等について、申請者自ら点検・確認を行い、自己申告確認書（チェックリストを含む）を指定機関・指定医に提出する。</p> <p>注）航空身体検査証明申請システムで申請をする場合は、「航空身体検査証明自己申告確認書」の内容をシステム上で確認することとしているが、紙媒体で提出する場合には、申請書に添付することが必要」</p>	有
2	<p>1.航空身体検査証明申請時の「自己申告確認書」の提出等について [2019 年 8 月 1 日] に関してですが、HP を見ると指定機関 84 の病院中、令和 5 年から航空検査システムを利用する予定の病院を含めると過半数の 48 の病院が航空検査システムを利用しています。従いまして下記のように修正するのが良いと考えます。</p> <p>(1) の答え：</p> <p>航空身体検査証明申請時に、既往歴、手術歴、医薬品の使用歴、自覚症状等について、申請者自ら点検・確認を行い、航空身体検査証明申請システムに入力する。</p> <p>航空身体検査証明申請システムを用いず紙様式を使用する</p>	<p>1 のものと同じ回答となります。</p>	有

	場合には「自己申告確認書」を申請書に添えて、指定機関・指定医に提出する。		
3	4ページの改正後欄の最下行の3行上「または」は「又は」のほうがよい。同8行上の例と同様に。	ご指摘のとおり修正させていただきます。	有